# 「野村の証券取引約款(法人のお客様用)」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。 さて、早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2025年11月17日より「野村の証券取引約款 (法人のお客様用)」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

<u>新</u>旧

# 第1章 基本約款

#### 第2条(定義)

この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。

①~38 (省略)

③ パスキー

お客様が利用する端末に登録された生体情報(指紋、顔等の身体の一部の特徴)やPINコード等の利用により、お客様が当該利用端末の正当な利用者であることを確認する方法で、オンラインサービスの利用や、オンラインサービスでの取引および手続きがお客様の意思によることを確認する認証方式

#### 第7章 オンラインサービス約款

第1条(サービスの範囲)

(1)~(4) (省略)

(5) 売買注文を受付ける金額の上限は、当社が別に定めます。

- (6) (省略)
- (7) (省略)
- (8) (省略)

# 第2条(サービス提供の前提)

(1)~(2) (省略)

(削除)

- (3) 本サービスは、本サービスへのログインおよび本サービスでの取引や手続き等の画面において、ログインパスワード、取引パスワード、ワンタイムパスワードおよびパスキーによる認証その他の当社が定める認証方式のうち、当社が求める認証方式による確認ができた場合に限り、利用いただけます。
- (4) (省略)
- (5) (省略)
- (6) パスキーをご利用のお客様が、当社に代表者または代理人の変更を届け出た場合は、パスキーを改めてお申し込みいただくものとします。

#### 第3条(利用条件)

(1)~(4) (省略)

(5) フィッシング詐欺による不正アクセスその他の不正行為によりお客様や当社に被害が発生することを防ぐため、①に定める対象情報を、当社が不正アクセス検知事業者に提供し、②に定める利用方法、利用目的の範囲で利用することに、お客様は同意するものとします。

# 第1章 基本約款

#### 第2条(定義)

この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定める ところによります。

①~③ (省略)

(新設)

#### 第7章 オンラインサービス約款

第1条(サービスの範囲)

(1)~(4) (省略)

(新設)

- (5) (省略)
- (6) (省略)
- (7) (省略)

## 第2条(サービス提供の前提)

(1)~(2) (省略)

- (3) お客様は、本サービスの利用にあたって、当社の定めに従い、ワンタイムパスワードを設定して利用いただく必要があります。ただし、お客様がワンタイムパスワードを利用せずにオンラインサービスの利用ができることを当社が別に定めた場合、ワンタイムパスワードを利用いただく必要はありません。
- (4) 本サービスを利用する場合は、当社の定める画面を通じてログインパスワード、取引パスワードおよびワンタイムパスワードを入力する必要があります。ただし、前項ただし書のときには、ワンタイムパスワードを入力する必要はありません。
- (5) (省略)
- (6) (省略)

(新設)

#### 第3条(利用条件)

(1)~(4) (省略)

(新設)

新 旧

- ① 対象情報
  - ・オンラインサービスへのアクセスに利用したインターネット回線および情報端末に関する情報
  - ・お客様の所在地、名称、メールアドレス、電話番号などの 情報
  - ・お客様がオンラインサービスにて行った取引、入出金その 他の行動履歴情報
- ② 利用方法、利用目的

不正アクセス検知事業者は、お客様を直接特定できない形式にお客様の情報を置き換えたうえで一定期間国内外にあるサーバーに保管し、当社を含む同社と提携する組織における不正アクセス検知に使用します。

詳細につきましては、「野村證券の安心セキュリティ対策」 (https://www.nomura.co.jp/lp/security/)をご確認ください。



#### 第4条(本人確認)

お客様が本サービスを利用する場合は、<u>本章2条(3)で定める認証方式による</u>確認<u>がな</u>されると、本人確認が行われたものとみなされます。

#### 第10条(情報利用の制限)

- (1) お客様は次のことを行わないものとします。
  - ① ログインパスワード、取引パスワード、ワンタイムパスワードおよびパスキー等を代表者または代表者から本サービスを利用する権限を付与された者以外の者の利用に供すること

②~③ (省略)

(2) (省略)

### 第11条 (解約事由等)

(1) 基本約款第9条、本章10条(1)によるほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものその他相当の事由があるものと判断したときは、当社は本サービスの範囲を変更し、本サービスの提供を制限し、または本サービスを解約することがあります。

(2)~(3) (省略)

#### 第12条(免責事項等)

- (1) 基本約款29条によるほか、当社は、本サービスに関しては、次のいずれかによる損害についても、直接的に生じたか間接的に生じたかを問わず、その責を負いません。
  - ① 本サービスにおいて提供する情報の誤謬または欠陥 (当社または金融商品取引所等の故意または過失によるものを除きます)

②~⑤ (省略)

⑥ 電話回線、専用回線等の通信経路で<u>の</u>盗聴<u>、お客様が利用する端末への不正アクセス等その他の不正な方法</u>によるログインパスワード、取引パスワード、ワンタイムパスワードまたは取引情報等の漏洩<u>および、お客様の口座における第三者によるパスキーの登録や利用</u>

⑦~⑨ (省略)

2025年11月

## 第4条(本人確認)

お客様が本サービスを利用する場合は、ログインパスワード、取引パスワードおよびワンタイムパスワードのうち当社の求める事項の入力が確認されると、本人確認が行われたものとみなされます。ただし、本章2条(3)ただし書のときには、ワンタイムパスワードの入力が確認されなくても、本人確認が行われたものとみなされます。

#### 第10条(情報利用の制限)

- (1) お客様は次のことを行わないものとします。
  - ① ログインパスワード、取引パスワード<u>および</u>ワンタイムパスワード等を代表者または代表者から本サービスを利用する権限を付与された者以外の者の利用に供すること

②~③ (省略)

(2) (省略)

#### 第11条 (解約事由等)

(1) 基本約款9条、本章10条(1)によるほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社は本サービスの提供を制限し、または本サービスを解約することがあります。

(2)~(3) (省略)

#### 第12条(免責事項等)

- (1) 基本約款29条によるほか、当社<u>および金融商品取引所等</u>は、本サービスに関しては、次のいずれかによる損害についても、直接的に生じたか間接的に生じたかを問わず、その責を負いません。
  - ① 本サービスにおいて提供する情報の誤謬または欠陥(当社または金融商品取引所等の故意または<u>重大な</u>過失によるものを除きます)

②~⑤ (省略)

⑥ 電話回線、専用回線等の通信経路で盗聴<u>がなされたこと等</u> によるログインパスワード、取引パスワード、ワンタイム パスワードまたは取引情報等の漏洩

⑦~⑨ (省略)

2025年10月